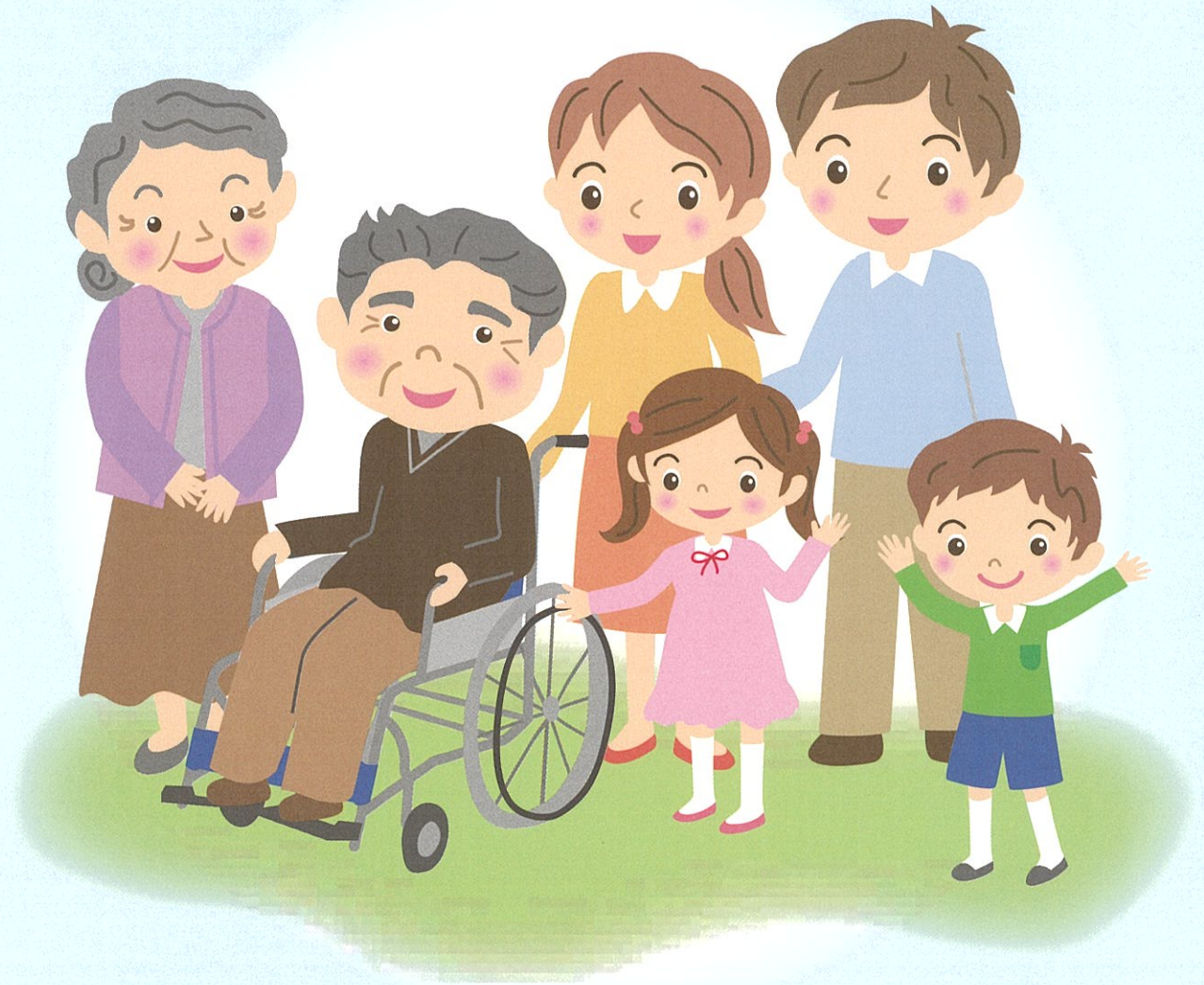


し 知^しって^てお^おきたい^{たい}生活^{せい}保^{かつ}護^ほ ^ご



せい かつ ほ ご せい ど 生活保護制度

せい かつ ほ ご しん せい こく じん けん り
「生活保護の申請は、国民の権利です。」

せい かつ ほ ご に ほん こく けん ぽう だいい じょう り ねん もと く に けん こう ぶん か てき さい てい げん ど せい
生活保護は日本国憲法第 25 条の理念に基づき、国が「健康で文化的な最低限度の生
かつ ほし しょう せい ど せい かつ ほ ご ほう さだ よう けん み かざ う
活」を保障する制度であり、生活保護法の定める要件を満たす限り、どなたでも受ける
ことができます。

せい かつ ほ ご かん そう だん す ち い き し やく し ょ ち ょ う そん やく ば ま た ふ ほ けん じ ょ せい かつ
生活保護に関する相談は、お住まいの地域の市役所、町村役場又は府保健所の生活
ほ ご たん とう か そう だん
保護担当課にためらわずご相談ください。

き ょ う と し ない す か た も よ く やく し ょ そう だん
※京都市内にお住まいの方は、最寄りの区役所にご相談ください。

1

せい かつ ほ ご 生活保護について

わたし いっしょう あいだ びょうき こうれい はたら はたら
私たちの一生の間には、病気やけがや高齢のため働けなくなったり、働いてい
しゅうにゆう すく じ じょう せい かつ こま
ても収入が少なかったり、いろいろな事情で生活に困ってしまうことがあります。

- じ びょう あつ か はたら
持病が悪化して働けない
- けがをして はたら
働けない
- ねんきん く
年金だけでは暮らせない
- きゅうりょう ひく せい かつ くる
給料が低くて生活が苦しい
- こ はたら
子どもがいてフルタイムで働けない
- さいしゅうしょく き せい かつ ひ
再就職が決まらず生活費がない など



せい かつ ほ ご せい かつ こま かた がた けい ざい てき えん じょ おこな にちじょうせい
生活保護は、生活に困っている方々に、経済的な援助を行うとともに、日常生
かつ しゃ かい せい かつ じ りつ む し えん せい ど
活や社会生活の自立に向けて支援する制度です。

そう だん かた す ち いき し やく しょ ちょうそん やく ば また ふ
わからないことや相談のある方は、お住まいの地域の市役所、町村役場又は府
ほ けんしょ せい かつ ほ ご たん とう か そう だん
保健所の生活保護の担当課に相談してください。

こま す ち いき みん せい い いん そう だん
なお、お困りのことがあれば、お住まいの地域の民生委員にも相談することがで
きます。

せい かつ ほ ご しん せい こく じん けん り
生活保護の申請は、国民の権利です。

せい かつ ほ ご ひつ よう か のう せい
生活保護を必要とする可能性は、どなたにもあることですので、ためらわずにご
そう だん
相談ください。

2

生活保護のしくみ

保護が受けられるかどうかは、最低生活費と世帯の収入を比べて決められます。

保護は原則として個人単位ではなく世帯単位で適用されます。世帯の収入が最低生活費より少ないときに、その不足分を保護費として補うことになります。



最低生活費とは

年齢、世帯構成、所在地域などに応じて国が定めた基準に基づき計算するもので、食費・被服費・光熱水費などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費及び医療費などを合計したものです。



収入とは

働いて得た収入、年金・恩給、手当、仕送り、財産収入、預貯金、保険金、資産売却収入、借入金など世帯のすべての収入を指します。

働いて得た収入については、収入額に応じた基礎控除があり、また、必要経費（交通費など）についても控除されます。

なお、高校生のアルバイト収入についても一部控除（未成年者控除）されます。



生活保護は、その内容によって8種類の扶助と2つの給付金があります。

- **生活扶助** 食費、被服費、光熱水費など日常生活費
- **教育扶助** 義務教育で必要な教材費、学用品費、給食費、クラブ活動費など
- **住宅扶助** 家賃、地代、家屋の補修費
- **医療扶助** 病気やけがの治療・施術に必要な費用、通院交通費、治療材料費（眼鏡、コルセット）など
- **介護扶助** 介護サービスを受けるために必要な費用
- **出産扶助** 分娩のための費用
- **生業扶助** 仕事に必要な技能の修得や高校就学に必要な費用（高校生のクラブ活動費含む。）
- **葬祭扶助** 葬祭のために必要な費用
- **就労自立給付金** 働いて得た収入が増加した事により、生活保護を必要としなくなった場合の給付金
- **進学準備給付金** 生活保護受給世帯のお子さんが大学などに進学する場合の進学準備のための給付金

生活保護は、まず、利用できる資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としています。

- ◎ 働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。
- ◎ 居住用の家屋は原則として保有が認められますが、不動産（宅地、家屋、田畑、山林及び原野など）、貯蓄性の高い生命保険、預貯金、自動車などの資産で保有が認められないものは原則として処分し生活費に充ててください。

ただし、学資保険、保障型の生命保険、原動機付き自転車などについては保有が認められる場合があります。

- ◎ 年金、児童手当、児童扶養手当、傷病手当金、失業給付金など、他の法律や制度で給付が受けられる場合は、すべて受けてください。

夫婦、親、子及び兄弟姉妹など、民法に定める扶養義務者による扶養及び他の法律に定める扶助については、生活保護の要件ではなく保護に優先して行われるものとされています。

扶養義務者には、援助の可能性について扶養照会を行います。お話を伺って扶養が期待できない(※)と判断した場合には、照会を行いません。

(※) 10年程度音信不通であるなど交流が断絶している、扶養義務者に借金を重ねている、扶養義務者と相続をめぐり対立している、DV(家庭内暴力)や虐待を受けている など

わからないことや不安なことは、生活保護の担当課にご相談ください。

3

生活保護の申請

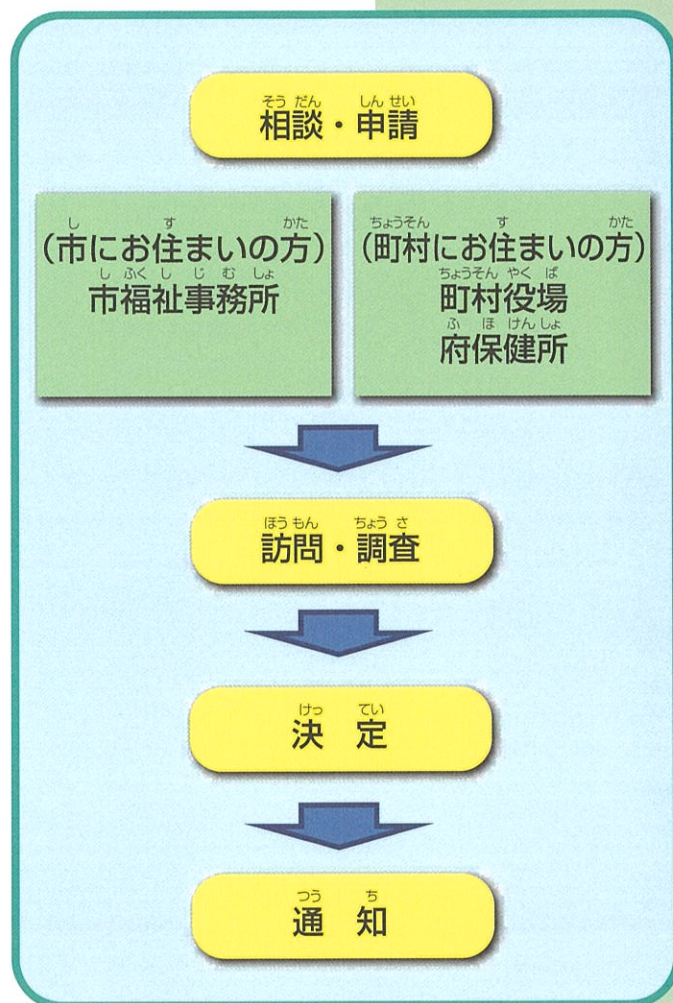
生活保護の相談や申請をしたい場合は、お住まいの地域の市役所、町村役場又は府保健所の生活保護の担当課に相談してください。

生活保護は申請の意思があればどなたでも申請できます。また、何らかの事情がある場合は、本人でなくても扶養義務者など代わりの方が申請をすることもできます。

申請後、担当ケースワーカーが生活に困っている状況や保護の要件が満たされているかなど、家庭訪問を通じて必要な聞き取りや調査を実施します。

調査の結果を踏まえ、最低生活費と世帯の収入を比べて保護が受けられるかどうか決定します。

なお、保護の決定は、申請があった日から原則として14日以内（調査などに日数を要する場合は、30日以内）に行われます。



4

保護を受けることになったら

保護費の支給

毎月、月の 上旬 に1ヶ月分の保護費が支給されます。

国民健康保険証の返還など

生活保護を受けている 間 は、国民健康保険と後期高齢者医療制度には加入できませんので、保険証をすみやかに市役所又は 町村 役場の担当課に返してください。(協会けんぽや健康保険組合などの保険証(社会保険)はそのまま使用できます。)

医療機関を受診する場合

病気やけがなどのため医療機関を受診するときは、あらかじめ市役所又は 町村 役場の担当課に申請してください。
診療 依頼書が発行されますので、それを医療機関に提出して受診してください。

家庭訪問

担当ケースワーカーが定期的に自宅などを訪問します。
ケースワーカーは生活の変化に応じて保護費を決定するため、収入や生活状況などをお聞きするとともに、自立に向けた支援を行いますので遠慮なく相談してください。

保護を受ける人の権利

- 正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることはありません。
- 保護金品を 対象 として、課税されることはありません。
- 保護金品又は保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。



不服申立

保護の不利益な変更や申請却下、停止、廃止などの決定に不服がある場合は、その決定を知った日の翌日から3ヶ月以内に京都府知事あてに決定内容の審査を請求することができます。

保護を受ける人への減免措置

- 保護決定後、所定の手続きによって、国民年金保険料などの減額や免除を受けられる場合がありますので、担当ケースワーカーにご相談ください。

(例) ・ 国民年金保険料の免除
 ・ 固定資産税の減免
 ・ NHK放送受信料の免除 など



保護を受ける人の義務

- 保護を受ける権利を譲り渡すことはできません。
- 働くことが可能な方はその能力に応じて働いて収入を得ることができるように努めてください。
 また、病気やけがで働くことができない方は、治療・回復に専念してください。
- 住宅の家賃、給食費、教材費などのために支給した保護費は、それぞれその目的のために使ってください。
- 収入に変動があったとき、居住地や世帯の構成に変化があったときは、すみやかに届け出てください。
- 福祉事務所から生活の維持・向上その他の保護目的の達成に必要な指導や指示を受けたときは、これに従わなければなりません。



生活保護費の返還・徴収

- 差し迫った事情などのため、資力がありながらそれが活用できず生活保護を受けた場合には、活用が可能となった時点で、受けた範囲内の保護費を返さなければなりません。
 ただし、世帯の自立助長の観点などから返還が一部免除される場合があります。
- 事実と違う申請や不正な手段により生活保護を受けたときは、受けた保護費を返さなければなりません。
 また、法律により罰せられることがあります。

福祉事務所

令和6年4月1日現在

名 称	所 管 区 域	所 在 地	電 話
福知山市福祉事務所	福知山市	620-8501 福知山市字内記13の1	0773-24-7012
舞鶴市福祉事務所	舞鶴市	625-8555 舞鶴市字北吸1044	0773-66-1010
綾部市福祉事務所	綾部市	623-8501 綾部市若竹町8の1	0773-42-4257
宇治市福祉事務所	宇治市	611-8501 宇治市宇治琵琶33	0774-22-3141
宮津市福祉事務所	宮津市	626-8501 宮津市字浜町3012 (宮津シーサイドマートミツビル4階 宮津市福祉・教育総合プラザ)	0772-45-1623
亀岡市福祉事務所	亀岡市	621-8501 亀岡市安町野々神8	0771-25-5030
城陽市福祉事務所	城陽市	610-0195 城陽市寺田東ノ口17	0774-56-4034
向日市福祉事務所	向日市	617-8772 向日市寺戸町小佃5の1	075-874-2564
長岡京市福祉事務所	長岡京市	617-8501 長岡京市開田1丁目1の1	075-955-9517
八幡市福祉事務所	八幡市	614-8501 八幡市八幡園内75	075-983-1457
京田辺市福祉事務所	京田辺市	610-0393 京田辺市田辺80	0774-64-1371
京丹後市福祉事務所	京丹後市	627-0012 京丹後市峰山町杉谷691	0772-69-0310
南丹市福祉事務所	南丹市	622-8651 南丹市園部町小桜町47	0771-68-0007
木津川市福祉事務所	木津川市	619-0286 木津川市木津南垣外110の9	0774-79-0307
山城広域振興局乙訓保健所福祉課	大山崎町	617-0006 向日市上植野町馬立8	075-933-1154
// 山城北保健所綴喜分室	久御山町 井手町・宇治田原町	610-0331 京田辺市田辺明田1	0774-63-5747
// 山城南保健所福祉課	笠置町・和束町 精華町・南山城村	619-0214 木津川市木津上戸18の1	0774-72-0208
南丹広域振興局南丹保健所福祉課	京丹波町	622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-0363
丹後広域振興局丹後保健所福祉課	伊根町・与謝野町	627-8570 京丹後市峰山町丹波 855	0772-62-4302

お聞きした内容についての秘密は守りますので、生活にお困りの方は遠慮なくお住まいの地域の福祉事務所にご相談ください。

京都府健康福祉部地域福祉推進課（生活保護係）
TEL. 075-414-4558・4564



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用